

大会宣言(案)

昨年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、本年4月には「障害者総合支援法」が施行いたしました。続いて、6月19日には「障害者差別解消法(略称)」が成立するなど、障害者を取り巻く環境もこの10年間で目まぐるしく変化をしています。

また、東日本大震災の復興スピードが上がりぬ中、避難生活の長期化から生じる課題への取り組みや、次に起こり得る災害への備えも怠ることはできません。

このように諸課題が山積する中、「安全安心な環境づくり」「共に支え合う地域社会」の実現に向けて、障害当事者自らが積極的にさまざまな場面に参画する必要があります。

- 一、私たちは、障害者の尊厳と権利を保障し、差別のない豊かな社会を実現するため、障害者権利条約の早期批准を求めています。
- 一、私たちは、安心して暮らすことのできる福祉サービスが確立されるよう、障害当事者団体としての意見を集約して国に働きかけていきます。
- 一、私たちは、災害弱者にも「安全安心な環境づくり」と、「共に支えあう地域社会」の実現を目指し、国や自治体に働きかけていきます。
- 一、私たちは、震災で甚大な被害を受けた市町村協会の再生と会員仲間の支援のため、全市町村協会が団結して取り組みます。

平成25年6月22日

第27回 宮城県身体障害者福祉大会